

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者等の生活の安定及び福祉の向上を図りつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において、次のイからハに掲げる用語の意義は、それぞれイからハに定めるところによるものとする。

イ 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

ロ 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者等（所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。）に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の

区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。

ハ 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。(第二条関係)

三 国の責務

1 国は、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化を図る責務を有するものとする。(第三条第一項関係)

2 国は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第三条第二項関係)

四 地方公共団体の責務

沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第四条関係)

五 国、沖縄県及び関係市町村の協力

国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相互に協力しなければならないものとする。(第五条関係)

六 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等の協力

駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第四の二の1の市町村総合整備計画及び第四の三の1の県総合整備計画(以

下单に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする事。

(第六条関係)

第二 返還実施計画等

一 返還実施計画

1 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この一において「返還実施計画」という。）を定めなければならないものとする事。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでないものとする事。

(第七条第一項関係)

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする事。

イ 返還に係る区域

ロ 返還の予定時期

ハ イの区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

ニ イの区域において土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダ

イオキシシソ類による土壤の汚染の状況その他政令で定める事項について国が調査を行う必要があると認められる場合にあつては、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針

(第七条第二項関係)

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。

(第七条第三項関係)

4 関係市町村の長は、3の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならないものとする。

(第七条第四項関係)

5 3及び4の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出することができるものとする。

(第七条第五項関係)

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

(第七条第六項関係)

7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画(変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(第七条第七項関係)

8 3から6までの規定は、返還実施計画の変更について準用するものとする。

(第七条第八項関係)

二 調査及び測量

1 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するた

め日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第三の一の1において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを要請することができるものとする。

（第八条第一項関係）

2 国は、1の規定によるあつせんの要請を受けた場合には、当該要請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせんに努めるものとする。

（第八条第二項関係）

三 給付金の支給

1 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の円滑な利用の促進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。第六の一の1及び第六の二の1において同じ。）の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この三において「引渡日」という。）以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

(第九条第一項関係)

2 1の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号。以下この2及び第六の一の3において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。))により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(引渡日の翌日から起算して三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかつた場合にあつては、三年間)の日数を乗じて得た額から引渡日の翌日以後当該土地を使用できなことを理由として国から支払を受けた補償金(3において「補償金」という。)の額を減じて得た額とするものとする。

(第九条第二項関係)

3 2の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とするものとする。

(第九条第三項関係)

4 共有の土地について3の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなすものとする。

(第九条第四項関係)

第三 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

一 特定駐留軍用地の指定

- 1 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この1において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。三の2のイにおいて同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の促進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。こと。（第十条第一項関係）
- 2 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第十条第二項関係）
- 3 沖縄県知事は、2の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第十条第三項関係）
- 4 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。こと。（第十条第四項関係）
- 5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定駐留軍用地の区域を変更するものとする。こと。（第十条第五項関係）
- 6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地の全部又は一部の区域がアメリカ合衆国から返還された場合には、直ちに、その指定を解除し、又はその区域を変更するものとする。こと。（第十条第六項関係）

7 2から4までの規定は、5の規定による特定駐留軍用地の区域の変更について準用するものとする
こと。
(第十条第七項関係)

二 特定事業の見通し

1 沖縄県知事又は関係市町村の長は、沖縄県知事にあつては関係市町村の長に、関係市町村の長にあつては沖縄県知事に協議して、特定駐留軍用地について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第
十一条第一項各号に掲げる施設又は土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業であつて、当該
特定駐留軍用地の返還後の跡地においてその実施を予定し、かつ、その実施に必要な当該特定駐留軍
用地内の土地の先行取得を早期に行うことがその跡地の円滑な利用の促進に資するもの(以下「特定
事業」という。)の見通し(以下単に「特定事業の見通し」という。)を定めることができるものと
すること。
(第十一条第一項関係)

2 特定事業の見通しにおいては、当該特定事業の種類及び当該特定事業の用に供する土地の面積を示
すものとすること。
(第十一条第二項関係)

3 特定事業の見通しは、当該特定駐留軍用地について総合整備計画が定められている場合には、当該
総合整備計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。 (第十一条第三項関係)

4 沖縄県知事又は関係市町村の長は、特定事業の見通しを定めたときは、これを公表するものとする
こと。
(第十一条第四項関係)

三 土地を譲渡しようとする場合の届出義務等

1 特定駐留軍用地(特定事業の見通しが定められていないものを除く。四の1において同じ。)内の
土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土

地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に届け出なければならぬものとする。

(第十二条第一項関係)

2 1の規定は、1に規定する土地が次のイからへのいずれかに該当する場合において、当該土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しないものとする。

イ 国若しくは地方公共団体等（沖縄県、関係市町村及び沖縄県又は関係市町村が単独で、又は共同して設立した土地開発公社をいう。以下同じ。）に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき。

ロ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき。

ハ 1の規定による届出に係るものであって、六に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。

ニ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであるとき。

ホ 国土利用計画法第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同法第二十七条の四第一項（同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）3において同じ。）の規定による届出を要するものであるとき。

(第十二条第二項関係)

3 国土利用計画法第二十七条の四第一項の規定による届出は、五、六（同法第二十七条の五第一項若

しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項（同法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合を除く。）、七及び第八のハ（同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者を除く。）の規定の適用については、1の規定による届出とみなすものとする。

（第十二条第三項関係）

4 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第三項の規定は、1に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しないものとする。

（第十二条第四項関係）

四 地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等

1 特定駐留軍用地内の土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に対し、その旨を申し出ることができるものとする。

（第十三条第一項関係）

2 1の規定による申出があった場合においては、三の1の規定は、当該申出に係る三の1に規定する土地につき、六に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しないものとする。

（第十三条第二項関係）

3 公有地の拡大の推進に関する法律第五条第一項の規定は、1に規定する土地の地方公共団体等による買取りを希望する者については、適用しないものとする。

（第十三条第三項関係）

五 土地の買取りの協議

1 関係市町村の長は、三の1の規定による届出又は四の1の規定による申出（以下五及び六において「届出等」という。）があつた場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買い取ることを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しないものとする。こと。
（第十四条第一項関係）

2 関係市町村の長は、1の規定により定められた地方公共団体等が当該土地の買取りの協議を行う旨を、その買取りの目的となる特定事業を示して、当該届出等をした者に通知するものとする。こと。
（第十四条第二項関係）

3 2の規定による通知は、届出等のあつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。こと。
（第十四条第三項関係）

4 関係市町村の長は、1の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならないものとする。こと。
（第十四条第四項関係）

5 2の規定による通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行うことを拒んではならないものとする。こと。
（第十四条第五項関係）

6 2の規定による通知については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しないものとする。こと。
（第十四条第六項関係）

六 土地の譲渡の制限

三の1又は四の1に規定する土地に係る届出等をした者は、次のイからハに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハに定める日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならないものとする。

イ 五の2の規定による通知があった場合 当該通知があった日から起算して三週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時）

ロ 五の4の規定による通知があった場合 当該通知があった時

ハ 五の3に規定する期間内に五の2又は4の規定による通知がなかった場合 当該届出等をした日から起算して三週間を経過する日
（第十五条関係）

七 土地の管理

1 五の1の規定による手続により買い取られた土地は、五の2の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供されなければならないものとする。
（第十六条第一項関係）

2 五の1の規定による手続により買い取られ、かつ、アメリカ合衆国からその返還を受けた日の翌日から起算して三年を経過した土地であつて、総合整備計画の策定又は変更、当該特定事業の変更又は廃止その他の事由によつて、将来にわたり五の2の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、駐留軍用地跡地の利用の促進に資するものとして政令で定める公共の用に供する施設に関する事業の用に供されなければならないものとする。
（第十六条第二項関係）

第四 総合整備計画等

一 駐留軍用地の返還についての見通しの通知

国は、駐留軍用地について、返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならないものとする。

(第十七条関係)

二 市町村総合整備計画

1 関係市町村の長は、一の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。三において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるとき(三の1の県総合整備計画が定められている場合を除く。)は、市町村総合整備計画を定めることができるものとする。

(第十八条第一項関係)

2 1の市町村総合整備計画(以下この二において単に「市町村総合整備計画」という。)は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項

ロ 交通通信体系の整備に関する事項

ハ 生活環境の整備に関する事項

ニ 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

ホ 自然環境の保全及び回復に関する事項

ヘ イからホに掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項(第十八条第二項関係)

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、当該土地の周辺の地域における土地利用の状況に配慮するものとする。

(第十八条第三項関係)

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計

画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならないものとする。 (第十八条第四項関係)

5 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、沖縄県知事に報告しなければならないものとする。 (第十八条第五項関係)

6 沖縄県知事は、5の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。 (第十八条第六項関係)

7 3から6までの規定は、市町村総合整備計画の変更について準用するものとする。 (第十八条第七項関係)

三 県総合整備計画

1 沖縄県知事は、一の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、おおむね二の2のイからへに掲げる事項について県総合整備計画を定めることができるものとする。 (第十九条第一項関係)

2 沖縄県知事は、1の県総合整備計画（以下単に「県総合整備計画」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならないものとする。 (第十九条第二項関係)

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告し、かつ、関係市町村の長に通知しなければならないものとする。 (第十九条第三項関係)

(第十九条第三項関係)

4 2及び3の規定は、県総合整備計画の変更について準用するものとする。

(第十九条第四項関係)

四 都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。 (第二十一条関係)

五 駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置

国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(第六の一の1において単に「土地区画整理事業」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(第二十二条関係)

第五 特定跡地及び大規模跡地の指定等

一 特定跡地の指定

1 内閣総理大臣は、次に掲げる要件に該当する駐留軍用地跡地を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第六の一の1に規定する基準日(二において単に「基準日」という。)までに行うものとする。

イ 当該駐留軍用地跡地について総合整備計画が定められていること。

ロ イの総合整備計画に基づく計画的な開発整備が沖縄県の振興に資すると認められるものであるこ

と。

ハ その面積が政令で定める規模以上であること。

ニ 基準日の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされていること。
(第二十四条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、特定跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、当該駐留軍用地跡地について第七の1の駐留軍用地跡地利用協議会が組織されている場合には当該駐留軍用地跡地利用協議会の意見を、当該駐留軍用地跡地について第七の1の駐留軍用地跡地利用協議会が組織されていない場合には沖縄県知事の意見を聴かなければならないものとする事。
(第二十四条第二項関係)

3 沖縄県知事は、2の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする事。
(第二十四条第三項関係)

4 内閣総理大臣は、特定跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする事。
(第二十四条第四項関係)

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定跡地の区域を変更するものとする事。
(第二十四条第五項関係)

6 2から4までの規定は、5の規定による特定跡地の区域の変更について準用するものとする事。
(第二十四条第六項関係)

二 大規模跡地の指定

1 内閣総理大臣は、市街地としての計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であつて、沖縄県の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

（第二十五条第一項関係）

2 沖縄県知事は、1の規定による大規模跡地の指定があつたときは、県総合整備計画を定めるよう努めなければならないものとする。

（第二十五条第二項関係）

3 1の規定による指定があつた大規模跡地について定められる県総合整備計画は、三の1に規定する国の取組方針との調和が保たれたものでなければならないものとする。

（第二十五条第三項関係）

4 一の2から6までの規定は、1の規定による大規模跡地の指定について準用するものとする。

（第二十五条第四項関係）

三 国の取組方針

1 内閣総理大臣は、二の1の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下この三において「国の取組方針」という。）を定めなければならないものとする。

（第二十六条第一項関係）

2 国の取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 大規模跡地の整備の方針に関する事項

ロ 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

ハ 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

ニ 産業の振興に関する事項

ホ その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

(第二十六条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十六条第三項関係)

4 沖縄県知事は、3の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十六条第四項関係)

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第二十六条第五項関係)

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

(第二十六条第六項関係)

7 3から5までの規定は、6の規定による国の取組方針の変更について準用するものとする。

(第二十六条第七項関係)

第六 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給

一 特定跡地給付金の支給

1 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者等をいう。以下この一において同じ。）の負担

の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この1において「引渡日」という。）の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、引渡日の翌日から起算して三年を経過した日（3において「基準日」という。）から特定跡地給付金を支給するものとする。こと。（第二十七条第一項関係）

2 1の特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とすること。（第二十七条第二項関係）

3 1の特定跡地給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該特定跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が2の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とすること。（第二十七条第三項関係）

4 3の規定にかかわらず、一の特定跡地所有者等について支給する1の特定跡地給付金の額は、当該特定跡地所有者等に係る2の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の特定跡地所有者等について一年間に支給する1の特定跡地給付金の額は、千万円を限度とするものとする。こと。（第二十七条第四項関係）

5 共有の土地について4の規定を適用する場合には、共有者全員を一の特定跡地所有者等とみなすも

のとする事。

(第二十七条第五項関係)

6 1から5に定めるもののほか、1の特定跡地給付金の支給の手續その他の必要な事項は、政令で定めるものとする事。

(第二十七条第六項関係)

二 大規模跡地給付金の支給

1 国は、大規模跡地(県総合整備計画が定められているものに限る。以下この二において同じ。)の円滑な利用を促進し、当該県総合整備計画に基づく市街地としての計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者等をいう。以下この1において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が、当該土地が引き渡された日(以下この1において「引渡日」という。)の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、基準日(引渡日の翌日から起算して三年を経過した日をいう。)から大規模跡地給付金を支給するものとする事。

(第二十八条第一項関係)

2 1の大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、大規模跡地における土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とするものとする事。

(第二十八条第二項関係)

3 一の3から6までの規定は、1の規定による大規模跡地給付金の支給について準用するものとする事。

(第二十八条第三項関係)

駐留軍用地跡地利用協議会

1 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第三項第十八号から第二十二号までに掲げる事務又は同法附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務を掌理するもの、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、駐留軍用地跡地ごとに、当該駐留軍用地跡地の利用の促進に関する国と地方公共団体との役割分担その他当該駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関し必要な事項について協議するため、駐留軍用地跡地利用協議会（以下この一において「跡地利用協議会」という。）を組織することができるものとする。

（第二十九条第一項関係）

2 跡地利用協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、意見の説明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

（第二十九条第二項関係）

3 跡地利用協議会において協議が調つた事項については、跡地利用協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

（第二十九条第三項関係）

4 跡地利用協議会の庶務は、内閣府において処理するものとする。

（第二十九条第四項関係）

5 1から4に定めるもののほか、跡地利用協議会の運営に関し必要な事項は、跡地利用協議会が定めるものとする。

（第二十九条第五項関係）

第八 罰則

次のイからハのいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処するものとする。

イ 第三の三の1の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者

- ロ 第三の三の1に規定する届出について、虚偽の届出をした者
- ハ 第三の六の規定に違反して、第三の六に規定する期間内に土地を譲り渡した者

(第三十二条関係)

第九 その他(附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。